

2026 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名：日本エンタープライズ株式会社
代表者の役職名：代表取締役会長兼社長 植田勝典
(コード番号 4829 東証スタンダード)
問合せ先責任者：専務取締役 田中 勝
T E L：03 - 5774 - 5730

新株予約権（ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は2026年7月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値の向上に資することを目的として、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員（当社取締役を兼任する者を含みます。）に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2026年8月28日開催の当社第38回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は純粋持株会社体制への移行を見据え、当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値の向上に資することを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員（当社取締役を兼任する者を含みます。）。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 400,000 株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は株式併合の比率

さらに、上記の他、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて、付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で付与株式数（下記(2)に定義する。）は適切に調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

4,000 個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 100 株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価額に1.05を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により1株当たり行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替える。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が他の会社と合併又は会社分割等を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合併又は会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過する日の翌月の月初めから3年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社、当社の子会社若しくは当社関連会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は当社、当社の子会社若しくは当社関連会社を定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

②上記①にも関わらず、新株予約権者が死亡した場合は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の条件に従い、相続人は、相続の対象となった新株予約権を行使することができるものとする。

③その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案又は新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合の議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権の割当てを受けた者が権利行使する前に、上記(6)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(1)及び(2)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3.(4)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記3.(5)に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.(5)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(8)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

上記3.(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上